

都道府県 GAP 等を利用して JGAP 認証の取得が可能に！

「JGAP と他の GAP との同等性認証」の制度がスタート

日本 GAP 協会（理事長：木内博一）は、他の GAP のレベルが JGAP と同等であるかどうかについて確認をし、同等性認証を発行する制度を 2013 年 7 月 1 日より開始いたしますのでご案内申し上げます。

現在、日本には都道府県や JA 部会で策定された GAP など 100 を超える種類の GAP があります。これは、世界的に見ても特異な状態にあります。GAP は産地の品質管理体制を整え、その信頼性を確認するために各国で発展してきているものであり、一般的には一つの国で 1-2 種類というのが一般的です。日本ではレベルの低い GAP と高い GAP が玉石混淆の状態にあり、産地の信頼性をアピール・判断するために利用し難い状態になっています。2009 年以降、農林水産省は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を発表し、存在する多種多様な GAP を高いレベルでそろえる働きかけを行っており、一定の効果を得つつあります。同省による平成 24 年 3 月の調査では、47 都道府県のうち独自の GAP を策定している都道府県が 34 あり、そのうち 22 がガイドラインに対応しました。

流通事業者・加工業者が産地に要求する GAP や産直・PB 取引基準も多様なものがありました。2006 年に日本 GAP 協会が設立され、農業界・流通業界が協働で業界標準 GAP として JGAP 基準を作成し、第三者認証制度を整え、一定の調和が図られつつあります。JGAP は前述の農林水産省のガイドラインにも対応しています。

このような経緯の中、今も 100 以上ある多様な GAP の中には JGAP との関連性をうたうものが登場してきています（例：「JGAP を参考に作成」「JGAP に向けた足がかりとして」）。このような状況を受け、GAP の作成者・農業者・流通業者の利便性を高め、GAP の農業現場での活用を促進するために、「JGAP と他の GAP との同等性認証」の制度を開始することと致しました。

JGAP 以外の GAP 基準の著作権者が日本 GAP 協会に申請することで、正式に JGAP 基準との同等性を確認する制度です。その過程ではパブリックコメントも募集し、オープンな中で基準が JGAP と同等レベルであるか判断されます。JGAP 同等性認証を得た GAP 基準を生産者・団体・JA が導入することで、JGAP 認証を得ることも可能になります。

制度の詳細は、「JGAP 総合規則 2013」および「JGAP と他の GAP との同等性認証に関する細則」をご覧ください（ホームページ：<http://jgap.jp/>）。

担当：日本 GAP 協会 横溝 TEL 03-5215-1112 FAX 03-5215-1113 E-mail: info@jgap.jp

（取材を希望される場合は、下記を記入の上、FAX または E-mail で送付ください。）

御社名	部署名	御名前
住所	電話番号	